
令和3年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和3年6月23日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和3年6月23日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第2号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第3号 公有水面埋立ての免許について(討論・採決)
- 日程第3 議案第4号 あらたに生じた土地の確認について(討論・採決)
- 日程第4 議案第5号 字の区域の変更について(討論・採決)
- 日程第5 議案第6号 周防大島町税条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第6 議案第7号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第7 議案第8号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第8 議案第9号 町道路線の認定について(討論・採決)
- 日程第9 議案第10号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)(質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第3号 公有水面埋立ての免許について(討論・採決)
- 日程第3 議案第4号 あらたに生じた土地の確認について(討論・採決)
- 日程第4 議案第5号 字の区域の変更について(討論・採決)
- 日程第5 議案第6号 周防大島町税条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第6 議案第7号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第7 議案第8号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第8 議案第9号 町道路線の認定について(討論・採決)
- 日程第9 議案第10号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)(質疑・討論・採決)

出席議員(13名)

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 山中 正樹君 | 2番 | 栄本 忠嗣君 |
| 3番 | 白鳥 法子君 | 4番 | 竹田 茂伸君 |

5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	久保 雅己君
12番	小田 貞利君	13番	尾元 武君
14番	荒川 政義君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	大川 博君	議事課長	池永祐美子君
書記	浜元 信之君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 淨孝君	副町長	岡村 春雄君
教育長	西川 敏之君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	大下 崇生君	産業建設部長	瀬川 洋介君
健康福祉部長	近藤 晃君	環境生活部長	伊藤 和也君
統括総合支所長	岡本 義雄君		
会計管理者兼会計課長			重富 孝雄君
教育次長	木谷 学君	病院事業局総務部長	大元 良朗君
総務課長	中元 辰也君	財政課長	岡原 伸二君
生活衛生課長	濱中 靖夫君		

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

昨日の本会議に引き続き、お疲れさまでございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第2号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第

4号)を議題とします。

議案に対する質疑は、本会期初日にすべて終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第2号、討論はございませんか。田中議員。

○議員(8番 田中 豊文君) 議案第2号につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。約10分ほど、今日は原稿をきちんと作ってまいりましたので、じっくり討論させていただきたいと思いますが。

まず、今回の補正予算につきまして、反対の理由はただ1点、地域振興費におけます住居借上料12万円の計上についてでございます。

7,000万円の予算の0.17%、12万円の予算というのは、町の予算にしても、ごく少額であると思いますし、0.17%に満たない原因をもって予算全体に反対しなければならないというのも、誠にもって心苦しい思いもいたしますが、反面、例え0.17%であったとしましても、公金に対する認識として看過できない問題であると受け止めておりまして、要するに、これは金額の多寡ではなく、一事が万事、公金に対する意識の問題、法令に対する姿勢の問題として、譲ることのできないものであると考えております。そして、再びこのような予算を計上するようなことのないよう、公金に対する基本認識を改めていただきたいという警鐘の意味も込めまして、本予算議案の否決を求めるものであります。

さて、補正予算12万円の増額につきましては、質疑で御答弁がありましたとおり、会計年度任用職員の転居に伴う住居費の増額分に充てるための予算ということでありまして、実質的には職員の住居手当に相当するものであると考えられます。

議案質疑においては、触れておりませんでしたので、ここで改めて確認の意味で指摘をさせていただきますが、住居借上料の対象としております職種は、周防大島町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則におけます一般行政職、職種別基準表に規定がある特定の職種に関するものでありますので、この住居借上料の対象となります会計年度任用職員につきましても、この周防大島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受けるものであることは言うまでもないことであります。

ここで、この会計年度任用職員の給与等に関する条例には、職員に支給すべき手当といたしまして、第8条で通勤手当、それから、第14条の特殊勤務手当までのそれぞれ手当が規定されておりますが、これに住居手当は規定されておらず、各条で定める手当は、限定列举された強行規定であると言えるため、会計年度任用職員について、住居手当が認められるとする解釈をする余地はないと言えるものと考えられます。

実際に総務省の地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等のあり方に関する研究

会報告書によりますと、会計年度任用職員に支給する手当は、通勤手当、時間外手当、期末手当及び退職手当、これはフルタイムのみということになりますが、これらの手当について適切に支給すべきで、その他の手当については、今後の検討課題とされておりまして、住居手当は支給すべき手当とはされておりません。そもそも、この会計年度任用職員の制度は、従来の臨時・非常勤職員の制度について、複雑かつ不明確であった公共的責任や労働条件についての諸問題を改善するためのものでありまして、今回のケースにおいて、業務の継続性や特別の身分保障の必要性があるのであれば、まずは一般職の公務員として任用すべきものであると言えます。

そして、その一般職員につきましては、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例というものが置かれておりまして、この条例では、第9条の2におきまして、住居手当が規定されております。この規定によりますと、家賃に対して、満額ではなく、一定額の手当を支給するものとなっております。仮に家賃が4万5,000円の場合の住居手当相当額は2万2,000円となるものでありまして、今回の補正予算で住居借上料として計上されております家賃相当額は4万5,000円と2倍以上の金額が法令の根拠も合理的理由もなく支給されるということになりますし、補正前の3万5,000円の家賃相当額につきましても、一般職の上限を超えて支給されていたということにもなります。

当該職種についての国の基準によりますと、当該職種に対して、一定の交付税措置がされ、住居借上料も交付税算定において認められているということではありますが、それによって、本町の会計年度任用職員の給与条例に抵触することや、一般職の給与条例との不均衡の問題が治癒されるものではありませんので、あくまでも条例間での矛盾やそごを生じないような形で、新たな条例整備をしなければならないものと言えます。

費用の名称を変えることで、法令の規制を受けないものであるとすれば、住居手当が認められないものを住居借上料として予算計上をすることが認められるような理屈になりますが、このようなケースにおいて、法令の適用や名称や外形ではなく、その実質によって判断されるものであることは言うまでもないこととありますとともに、いやしくも、公共にあって、そのような条例の規定を潜脱するような行為は許されないものと言えます。仮に、業務の特殊性等、何らかの理由から特別の待遇や身分付与が必要な職種であるとするのであれば、当該職種についてのみ適用される特別の職の設置や給与等に関する条例を設ける必要がありますし、そもそも、そういう特別な待遇が必要な職種や人材であれば、適用する給料の号給を上げるべきであることであるとも言えます。

いずれにいたしましても、周防大島町におけます職員全体の中で、特定の職種のみに限って住居費を満額支給するという規定に合理性を持たせることは非常に困難であると考えられます。それでもなお、特別の制度を設ける必要があると考えるのであれば、それは、一部の特定の職種に

ついて住居費を満額支給できるような条例議案を議会に提出する必要があることでありまして、その条例ができた上で、その条例に基づいて予算化をするという、こうしたプロセスを経ることが必須であると言えます。そうしたことにつきましては、今回の予算とは別の話として議論することはやぶさかではありませんが、現状では、その根拠となるものがない以上、すなわち、根拠規定のないまま、予算化をすることなど、公共として許されることではないと言えます。言い換えれば、現行制度の下では、住居手当の支給ができないために、借上料として実質的な住居手当を予算化することは、脱法行為と言っても過言ではないことであると言えます。

さらに言えば、このコロナ禍の状況下において、家賃の支払いに苦しむ状況に置かれておられる方もいらっしゃる中で、特定の公務員についてのみ、このような条例の規定に上乘せする、お手盛りともいえる予算をつけることなど、仮に予算の根拠となるべき条例化がされたとしても、現状においては到底認めることはできないものであると言えます。

会計年度任用職員には36の職種があり、公務の担い手として、その役割は重要になるとともに、今後の活躍が期待される場所ではありますし、処遇面などにおいても課題はあると思いますが、この予算の問題点は、会計年度任用職員であるからということではなく、一般職員であろうと特別職であろうと同じことであり、要するに同一のルールで規律されるべきものについて、例外的な扱いがされており、その例外についての根拠が規定されていないことに問題があるということでもあります。

いかなる職種であろうとも、地方公務員法で規定される職員であることに変わりはありませんし、一般職の職員、そして、特別職である我々議員も含めて、公務員として、自らに厳格な規律を適用し義務を果たすことは、強制力により納税義務を課す町民に対する責務であると言えますが、その規律を公務員自らがゆがめるようなことがあってはならないものであり、仮にゆがみが生じたとしても、それを是正するのが議会の責務であると言えます。

以上、改めて申し上げますと、会計年度任用職員に対して、住居手当の支給が制度化されていないのに住居手当に相当する予算が借上料として、名を変えて計上されていること、仮に特約をもって住居手当を支給するとしても、公金のあり方として、その満額を支給する住居借上料が上限のある一般職員の住居手当との法的、対価的バランスを欠くこと、そして、そもそもそれらの議論や制度確立がされないまま、職員に対する住居手当のルールを逸脱していること、要するに、この住居借上料につきましては、条例の規定や趣旨を潜脱する予算であると言ふべきものであり、このような理由をもって反対をするものであります。

行財政の運営が、適法適切かつ公平効率的に、そして、民主的にされているかを批判し監視することが議会の使命の1つであり、議員は町民の代表者である選良としての責務を果たすことが必要であると言えますので、例え予算の0.17%であろうと、例え1円であろうと、このよう

いただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 御安心ください。助さん格さんがついております。（笑声）

議案第2号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの田中議員の討論では、会計年度任用職員の住居借上料についての反対理由でありましたが、当該会計年度任用職員は、平成30年10月に国の制度として、住居借上料が国の特別交付税の対象となる任期の期限のない集落支援員として採用された経緯があります。その後の令和2年4月1日より会計年度任用職員の制度がスタートいたしましたが、そもそもが、ほかの会計年度任用職員とは違うものであり、岩国市や長門市において本町と同様に集落支援員として採用され、現在も地域の中で活動している会計年度任用職員の住居借上料を支出をしております。

また、予算の法令上の根拠もなく公金が支出されることが問題であるとのことでありましたが、既に本件につきましては、平成30年度から支出をされており、当然、今年度の当初予算にも計上されております。

昨年の決算時、今年度の当初予算編成時にも、質疑や討論で一切触れることなく、この補正予算時に支出自体に異論を唱えることは、ほかの会計年度任用職員にそそのかされたのか、はたまた反対をするという政治的パフォーマンスのためだけに無理矢理こじつけたものなのかどうかは分かりませんが、この支出があたかも違法であるかのような町民の皆様に誤解を招く印象操作は謹んでいただきたいと思います。

議員各位におかれましては、印象操作に迷わされることなく、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 私は賛成の立場から討論いたします。

本予算案の重要なところは、新型コロナウイルス対策のための子育て世帯生活支援給付金事業でありまして、速やかな施行が必要とされるものであります。また、集落支援員の制度は総務省の制度で定められているものでありまして、その経費につきましては、選任の支援員は1人あたり給与も含めた最大395万円の総務省からの財政措置で行われるものでありまして、その中に収まっていれば、問題はないものであります。今回の件がその範囲内に収まっていることは、私

も確認いたしました。集落支援員は、町の職員とはまた違った自由度の高い動きが必要になります。そのための住居や経費についても、必ずしも町職員と同等にする必要はないと考えます。今回移転する住居も、集落支援員が活動する白木半島内での住居を探していた中で見つかったものであり、支援員の活動をより充実させることができるものであります。地域の方も久しぶりの転入に大いに期待が集まっており、既に費用以上の効果が上がっております。

以上を踏まえまして、関連部署におかれましては、今後ともに集落支援員の方がより高い成果を上げることのできるよう配慮をお願いするものであります。

しかしながら、町民から見たときに疑念を抱かれ、支援員の活動の妨げとならないよう、制度の運用と町民への説明は的確なものにさせていただきたいと意見を添えまして、本予算案に賛成するものであります。議員各位の御賛同を賜りまして、私の討論を終了いたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これから、起立による採決を行います。

議案第2号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第3号

日程第3. 議案第4号

日程第4. 議案第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第2、議案第3号公有水面埋立ての免許についてから日程第4、議案第5号字の区域の変更についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、本会期初日にすべて終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第3号公有水面埋立ての免許について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第4号あらたに生じた土地の確認について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第5号字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号

日程第6. 議案第7号

日程第7. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第6号周防大島町税条例の一部改正についてから日程第7、議案第8号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、本会期初日にすべて終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第6号周防大島町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第7号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第8号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第9号町道路線の認定についてを議題とします。

議案に対する質疑は、本会期初日にすべて終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第9号町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第10号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第10号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス対策事業といたしまして、国の補助金を財源とする生活困窮者自立支援事業及び新型コロナウイルスワクチン接種対策事業にかかる経費と環境センターの最終処分場散水用ポンプ故障に伴う取替経費の補正を行おうとするものでございます。

それでは、補正予算書の3ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に2,264万6,000円を追加し、予算の総額を133億9,445万6,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、生活困窮者自立支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費と事務費の交付金として、484万3,000円の計上でございます。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,293万7,000円の計上でございます。

18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金486万6,000円を取り崩して、財源調整をしようとするものでございます。

次に、歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯に対しては、これまで社会福祉協議会が行う緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行っていましたが、総合支援資金の再貸付が終了するなど、特例貸付を利用できない世帯が存在するところでございます。

このような世帯に対する支援策として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するための経費として、484万3,000円を計上いたしております。

13 ページをお願いいたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費は、新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け接種の加速に伴う経費につきまして、国庫補助金が追加交付されるため、時間外勤務手当や予約等受付システムなどの必要経費1,293万7,000円の計上でございます。

2 項清掃費 2 目じん芥処理費は、環境センターの最終処分場散水用ポンプが急遽故障し、早急に対応する必要が生じたため、取替経費486万6,000円の計上でございます。

以上が議案第10号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 2点ほどお尋ねをいたします。ちょっと今、心穏やかではないので、気をつけて、御丁寧な答弁をお願いいたします。（笑声）

まず、時間外勤務手当1,036万3,000円、これはどういう内容なのか。例えば、今、心配もしているんですが、結局、月にどれぐらいの残業があつて、平均にしたらどれぐらいとか、何人の方が対象になった手当なのか、今後を見込んでということなんでしょうけど、実績とそういった指標を、指標というんか、具体的な数字を、どれぐらいの超過勤務手当が発生しているのかというところをちょっと説明いただきたいと。

それから、不燃物処理場の管理経費、ポンプを交換するということなんですが、交換は、故障したんでしょうけど、どういう構造になっているんか。例えば、ちょっとよく分からないですけど、タンクがあつて、そこから汲み出して散水するような構造になっているのか。だから、そのポンプを交換するのか。ちょっと、その辺を簡単に結構ですので補足をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） まず今回の補正は、本町のように最初は個別接種でいきますという部分が、いわゆる接種を加速化するために集団接種をあわせて入れてきたといったようなこ

とで、いわゆる体制が、接種体制を変えた部分に対して、しかも、7月末までの期間におけるものだということで、国のほうが追加的な経費を支出をしますということで、補助をしますということで、認めていただいた経費でございます。

まず中身なんですけど、そういうことで今回、私たちが予算に計上したのは、いわゆる集団接種に係る超過勤務手当ということでございまして、接種準備として、15人の人手、延べ2,100時間分と集団接種の当日の執務分として、30人で6回行いますので、1,440時間分という形で計上をさせていただいております。

これまでの超過勤務、4月5月、今年度で言えば、4月5月ということになりますが、どれくらい出ているかということでございますが、まず4月の時間外勤務手当の平均時間が9人、健康増進課職員9名ということで、28.4時間、最高がお1人——といたしますか、最高時間は64時間という形になっております。

それから5月分については平均で、これは少し人数は増えておりますが、16名程度でございますが、平均で42.7時間、最高は94時間ということになります。

6月は、実は集団接種が4回行われておりますから、最低でも32時間はプラスされるということになれば、もしかすると、1番多い方については120時間を超えるのではないかなというふうに私は思っております。

なお、この4月5月分のいわゆる超過勤務手当は、令和2年度に御議決をいただいて繰り越した部分の超過勤務手当のところから支出をしております。ですから、今回計上したのは、あくまでも集団接種に係る超過勤務手当分だということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 田中議員さんの御質問ですが、本町の最終処分場は管理型で、屋根つきの被覆型処分場であります。廃棄物の安定化と作業時の粉塵防止のため、最終処分場において、上部可動式散水栓これは10か所ございまして、それが廃棄物に向かってまんべんなく散水を行っておるという仕組みになっております。

仕組みにつきましては水槽がございまして、そこからブロー室内のポンプ室により最終処分場に送り、これまた散水した水は、また循環させて再利用しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 超過勤務がどうしても特定の職員に集中するという可能性もあるし、そうならないよう組織的に対応していかなくちゃいけないと思いますが、これから集団接種もありますけど、今後どうなるかというところも分からない不透明な部分も多いんで、そういった

ときに、この超過勤務手当の云々ということじゃなくて、超過勤務をできるだけ、今月が120時間ぐらいになるかもしれないという、ちょっと100時間を超えるようになると危険信号なんかだと思いますんで、今後どういう状況になるんか、そのときに特定の部署の職員だけが過剰な労働、超過勤務を強いられるようなことのないよう、町としてそういったときに対応できる、できるだけ超過勤務が少なくなるようにバランスをもって、勤務が組織として対応できるような、そういったことも必要な、考えておかなきゃいけないんじゃないかなと思います。その辺について、ちょっと町長さん、どういうふうに関今後、超過勤務の増加に対して、どういうふうに関準備というか対応していこうと、そういう組織づくりच्छゅうか、もあると思うんですが、その辺の考え方ちょっと教えていただけりゃと思います。

それと、処理場の件は分かりましたけど、これポンプというのは、今1台しかないということによろしいんですか。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 先ほどの田中議員さんの御質問ですが、ポンプにつきましては、今2台セットになっております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 田中議員より御質問をいただきました勤務の件でありますけれども、現状、集団接種を行う中で、これは全庁的な扱いとしまして、健康福祉部の勤務の方が1番仕事は大変になるんですけども、全庁で各部署から何名ということで指定をしまして、手伝いに行っているという現状であります。

一応、こういった急なことでありますので、健康福祉部だけの負担ではなくて、全庁またコールセンターにしてもそうですけれども、あらゆる部署から応援に行っているという、今の現状です。

田中議員御指摘のとおり、これは、今だけのことではなくて、それは今後続いていくのではというところでの御指摘をいただいたところかと思ひます。やはり勤務の状況、田中議員御指摘のとおり、やはり100時間を超えていくというようなことも、これは検討していかないといけないところあります。負担がある方というか、ウエイトがぐうっと重なってくる場合がありますので、やはりそれは、課全体で、課長さんはじめ、部長さんはじめ、上のほうの管理職の方はしっかりと目を配っていただいて、そして対応していただくということが大事だと思います。

そしてまた、労働環境ということ、これは私も大変大切だと思ひておりますので、そのようなところも、しっかりと報告をもらいながら対応していきたいというふうに関思ひております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ポンプのほうなんですけど、2台セットって、1台は今もちろん

稼働しているということですよ。2台あって1台が故障して、1台は稼働していると、じゃないんですか。その辺もちょっと補足で説明してください。2台じゃないんなら、今、止まって使えないということですか、全然。2台とも故障したということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）ああ、そうなんですか。なら、それで今、使えなくても大丈夫なんですか。要するに例えば、予備があるべきだと思う。不可欠なものであれば、そういう散水していくことが必要ならば、予備のポンプが必要であろうと思う。予備があるんなら、交換修理が必要、まず修理を、交換じゃなくて修理をすることが必要なんじゃないかなと。予備がないんで今、止まっているのであれば、止まっていていいのであれば、それが何か月というか、どれぐらいの期間止まっていたら支障が出るのか。ちょっとその辺が、今2台あって、2台とも駄目で、それで済んでるんなら別に、ちょっと修理する時間がないから、新しく購入するんだということなんですけど、ちょっとその辺がよく理解できないんですけどね。もう、ずっと継続的に使わなきゃいけないもんなら予備を置いとかなきゃいけないんじゃないですかと。これはまた新たな予算が必要になってきますけどね、その辺の考え方というか、対応方法がよく理解できないんですけど、今なくていいんですよと、だけどポンプが必要ですよと、だから買い換えるんです。ちょっと、その辺のやり方が理解できないから、もう1回御答弁お願いします。

それと今、町長さんのほうから、そこはしっかり対応していただきたいと思う、前にも何か申し上げたと思うんですが、やっぱり今、担当課も、結局、日常の通常業務があるわけですから、それと別に、こういった大変な仕事しなきゃいけない。そういうコロナの対策の1つ、人員削減の中で、少なくなっている中で難しいかもしれませんが、やっぱりそういったことも、1つの対策課を設けることも考えにゃいけないんじゃないかなと思います。

私も現役時代、役場の職員時代に300時間ぐらい超過勤務したこともあります。1年やって、結局倒れました。それよりも、やっぱり孤独なんですよ。超過勤務していると。結局、1人に集中するというところもあるから、それを勤務の環境、心のケアというんですか、そういうサポート体制もしっかり取ってもらわんと、なかなか職員に負担が集中する、どうしても超過勤務という、時間外勤務で、こういう非常時の対応というのは、特定の部署、特定の職員に勤務が集中しがちなんで、その辺のサポート体制というのもしっかり取っていただきたいと。

その辺で、特別の担当課を設けることについて、ちょっと御見解があれば、もう1回御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 濱中生活衛生課長。

○生活衛生課長（濱中 靖夫君） 田中議員さんの廃棄物処理場のポンプのことについて、ちょっと説明をさせていただきます。

今、2台中1台は、もう全然機能してないと、もう1台で今運転しておるんですけど、全然動

いてないほうのポンプというのが——今、散水栓が10か所あるんです。全く動いてないのが7か所になっているんです。3か所が調子悪いながら、少しずつでありますけど、散水しているんですけど、全然効果がないということで今、ちょうど応急措置として、職員で、消火栓が最終処分場内にあるんですけど、それを使って補充をしておるという状況です。週に2回ほど散水しなくちゃいけないんで、もうこれ早急に何とかしなきゃいけないということで、当初、修繕も考えたわけなんですけど、修繕にかなり日数がかかるということで、しかも、これポンプ据えたのが14年前ということで、修繕をしても、いつまで走れるかが分からないということで、取替工事、これが2週間で対応できるということで、もう確実な方法をちょっと考えました。

以上です。（「修繕だったら、どのぐらいかかる」と呼ぶ者あり）修繕、金額ですか。（「いや、期間」と呼ぶ者あり）期間ですか。1か月半。大体1か月ぐらいの差があります。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員より御質問をいただきました、この超過勤務に関する、今後そういう部署を設けてはということでもありますけれども、今すぐに対策、コロナが今年、そしてまた来年がどのようになってくるかということも見据えながら、人員配置についても考えていくべきだと思っておりますけれども、今はやはり、御指摘のとおり、心のケアとか、業務の効率化というようなことも必要になってくるかと思えます。ちょうど、今回の議会の前にも、これから周防大島町役場のデジタル化ですか、そういったことも話し合っておりました。DXの推進であるとか、そういった組織風土をつくっていくということで、仕事の効率化をすることによって、業務を減らしていくというようなことも検討していかないといけないなというようなことを話しておりました。そのような中で、やはり1番は心のケアだと思えますし、仕事が——田中議員がさっきおっしゃっていたように、あまり勤務を続けていると、体を壊す、心を壊すということにつながってまいります。ですので、各部署の部長さんと我々と、しっかりと労働管理というか、労働の環境づくりをしっかりとつくっていくことが、まず重要だと思っております。

今後のコロナの状況もしっかり見据えて対応していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） まず、先ほどの清掃費のところのポンプのことについて、確認をしたいことが1点ございます。

こちらのポンプなんですけど、14年経っているということで、老朽化がかなり進んでいたということも分かるんですけど、そもそも壊れた原因というものが分かっているのかどうかというのを確認したいと思えます。というのが、同じ物をまた据えたとして、また同じような原因で壊れるというようなことが想定されるのか、それとも古かったので、こういう原因で壊れてしまったと、なので、新しい物が入れば、当面そういう心配がないということなのか、その点をちょ

っと確認したいと思いました。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 白鳥議員さんの今の御質問ですけれども、今回、先程うちの課長から説明がありましたように、これは平成19年11月に環境センターが竣工した当初の設置した物を、そのまま一度も更新してはおりません。この施設につきましては、職員が毎日の日課業務としまして、そこに再生利用水がございます。その水質検査を毎日検査するという日課になっております。あわせて、適宜、目視ですけれども、目視による点検なりはしておりますが、それにあわせて、また過去にも消耗部品ですね、そういったものは逐次、消耗部品は交換しておるといったところでございます。

このたび、大きく突発的に故障したということで、これはもう、いろいろ業者さんのお話とか、いろいろ総合的に鑑みまして、これはもう経年劣化に近いというところ、それから、私らもできれば、オーバーホールして修繕したいと考えておったんですけれども、オーバーホールしても、何年保証できるか分かんないというところで、このたびは思い切って更新をということで、今、予算計上させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） いいですか。はい。ほかに質疑はございますか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 新型コロナウイルスワクチン接種の予約システムのことで、3点ほど質問いたします。

今回のこのシステムが委託料の中で、委託料ということで計上されておりますけれども、これは運用も含めた委託になりますでしょうか、それともシステムのみで購入ということでしょうか。

それからもう1点、今回の購入132万円計上されておりますけれども、これは入札による決定でしょうか。それとも随意契約によるものでしょうか。

それから、最後になります。どれか、もうシステムを決められていると思うんですけれども、このシステムの幾つか、予約システムを幾つかシステムがあります。そのシステムに決定した理由を教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 山根議員さんから3点ばかり御質問いただきました。

どういう形で運用をしていくのかと、こういう御質問でございましたが、実はこのシステムというのが、全国でも既に400自治体ぐらいが導入をしているというシステムではあるんですけれども、実はその先行自治体のテンプレートというか、今までどういう形でやっていたというのが全て見えると、登録ができればですね。要は、簡単に言えば、先行自治体のいいところ取りができるというシステムで、あとは周防大島町用に、例えば、医療機関名を変えるとか、受付時

間を変えるとか、ということを行えばできるというシステムでございまして、簡単に言えば、権利を買えば町で自由に運用ができると、こういうシステムだということで、御理解をいただきたいと思います。ですから業者の方も、SEも、こちらに入って作業するようなことは一切ございません。全て町のほうで対応いたします。

それから、入札をする時間はさすがにございませんので、随意契約とさせていただきます。

それから、システムを決めた理由というのは、実はデモを2社程度していただきました。その中で、私たちがちょっと心配したのが、いろんな、そこは大きなところではあるんですが、予約システムがダウンをするというのが、よく報道をされておりました。私が確認をしたのは、まず、システムダウンをこれまでしたことがありますかというのは確認をいたしました。そうすると、サーバーは常に増えれば拡張する機能を持たすということでございますので、今までにシステムダウン、落ちたことがないということが、まず1点大きな理由でございまして、それから、もう1点、実はうちに特定健康診査等々で、実は予約のシステムを入れているのが、このシステムでございましたので、職員がこれまでも扱ったことがあるものだということで、ものは違うんですけど、コロナの予約システムという形ではないんですが、ものは違うんですが、そのシステムに少し精通している職員がおりますので、それであれば時間的余裕もございませんので、このメーカーがいいのではないかとということで、私たちは今回、マーソというシステムになりますけれども、そのシステムを導入したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） よく分かりました。どうもありがとうございます。先行事例が見えるということは、こちらの情報もよそから丸見えになるということなので、セキュリティについては十分、もう注意しておられるとは思いますが、十分御配慮いただいての運用をお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに。尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） すみません、先ほどの不燃物のほうの処理のポンプの件で、最後に確認させてください。2つ故障という状況で、結局、この経費というのは2台分ということでしょうか。それと、これまで故障している分が、散水箇所が7か所ってお聞きしたけど、全体の半分以上のものが散水できない状態で、どれぐらいの時間的、何年ぐらい前から、そういった状況だったのか。また、どうして、その状況のときに早く修理、取替え、そういった対応がなされてなかったのか、しなかったのか。

○議長（荒川 政義君） 濱中生活衛生課長。

○生活衛生課長（濱中 靖夫君） 尾元議員さんの質問にお答えをいたします。

この故障が発覚したのが6月10日からでして、以前から分かっていたものじゃないんです。それで、今、緊急対応ということで、今、職員による散水の、消火栓による散水を行っているところです。

以上です。（発言する者あり）（「2台、すみません、私の聞き間違いかもしれないけど、2台……」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 指名を受けて発言してください。（「すみません」と呼ぶ者あり）尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） はい。2台あって、このたび2台目が故障ということですね。だからその前に、もう1台は前から故障していたという見解じゃないのかな。（発言する者あり）そうではない。（「同時……」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（荒川 政義君） 濱中生活衛生課長。

○生活衛生課長（濱中 靖夫君） 6月10日から急遽故障ということ説明いたしましたけど、2台とも6月10日からが故障という状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） それでは、2台分ということでよろしいんですね。2台分の更新ということで。はい、分かりました。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 尾元議員さんの御質問ですが、2台なんですけども、ポンプだけではなくて、いろいろ制御盤とか諸々、ユニットになりますので、一式全て交換させていただくお金を計上させていただいております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第10号、討論はございませんか。はい。討論なしと認め、討論を終結します。（発言する者あり）新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） たびたび失礼いたします。反対のない中で賛成するのは珍しいパターンでございますが、寂しい思いでございますけども、私は非常にこの補正予算は大切と思って賛成の立場で討論させていただきます。

この議案第10号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）、今回の補正では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費が計上されております。昨日の一般質問、さらには全員

協議会でも、ワクチン接種の進捗状況につきましてはお答えをいただいたところでございますが、高齢者の接種に関しては順調に推移しているとのことでありました。そして、混乱を生じた接種予約についても検証を重ね、日時指定や地域指定などの予約方法につきましても御検討いただけたとのことでした。今後、高齢者接種の加速化、さらには一般接種を開始するにあたりまして、接種希望者の予約から接種までの流れをよりスムーズに進行していくための予算であると認識しております。接種希望者の完了を9月中と設定されている中で、そのゴールに対しての必要な支出として、私自身、可決すべき予算であると考えております。

さらに、先ほど田中議員からの質問もありましたが、今後は、職員の方のメンタル面や心のケア、そのあたりも十分に御配慮をお願いしたいと思います。

また、不燃物処理、処理施設管理経費として予算が計上されておりますが、これにつきましては、今も説明がありましたが、不測の事態での故障であり、やむを得ない支出であると思っております。これに反対するという事は、いうなれば、最終処分場の機能を止めてしまうことを肯定することとなりまして、今回の補正での対応に関しては、必要不可欠なものであり、迅速に御対応をいただければと思っております。

以上の理由によりまして、今回の補正に関しては、可決すべきものと考えております。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論を閉じさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、起立による採決を行います。

議案第10号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は、全部議了いたしました。

これにて、令和3年第2回定例会を閉会をいたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 久保 雅己

署名議員 小田 貞利

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員